

農作業標準賃金・農作業機械標準料金

作業名		賃金又は料金（ ）内は前年度との増減		適用		
人力作業	農繁期作業 田植え・収穫	970円（＋ 10円）		1 時間当たり		
	一般作業	877円（＋ 17円）		//		
	剪定作業	1,860円（＋ 20円）		//		
	袋掛け作業	877円（＋ 17円）		//		
動力作業	トラクター耕うん	1 回目 2 回目	10,700円（＋ 400円） 8,900円（＋ 400円）	10 a 当たり	基盤整備していない田、5 a 未満の田及びワラを入れた場合は、それぞれ料金を加算する	※圃場条件・作業の難易・土質・圃場の大小等により料金を加算する
	すき起こし	10,500円（＋ 400円）		10 a 当たり		
	代かき作業	8,500円（＋ 500円）		10 a 当たり		
	田植え機	苗付 田植えのみ 苗のみ（1 箱） 苗運搬費	36,000円（＋ 600円） 11,200円（＋ 200円） 1,070円（＋ 10円） 1,530円（＋ 20円）	10 a 当たり （苗箱施薬代は別途）		
	自脱型コンバイン	ワラ切断 ワラ結束 運搬費	24,200円（＋ 400円） 25,100円（＋ 400円） 1,920円（＋ 20円）	10 a 当たり	倒伏、湿田の場合は20%増し	
	バインダー	11,600円（＋ 200円）		10 a 当たり （結束ひも付）		
	ハーベスター	9,800円（＋ 100円）		10 a 当たり （機械 1 人付）		
	バックホー	4,400円		1 時間当たり （オペレーター付） （運搬費別）		
	スピードスプレヤー（散布のみ）	3,950円		10 a 当たり		
	ワラ切断（カッター）	3,550円		1 時間当たり		
乗用草刈機	3,300円		10 a 当たり			

※最低賃金の改定により人力作業の賃金が長野県の最低賃金を下回ることになった場合は、改定の日から県の最低賃金を標準賃金とします。

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線156) 直通75-6207

軽自動車税(種別割)のお知らせ

納付書は5月中旬頃
お届けします

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車（原付バイク）、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を4月1日現在所有している方に対して課税されます。月割りの課税や還付をすることはありません。なお、軽四輪車は初度検査年月（新車登録がされた日）によって年税額が異なりますのでご注意ください。

軽自動車 (自家用)	年税額		
	平成 27 年 4 月 1 日以降 に新車新規検査を受けた車両	平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに 新車新規検査を受けた車両	平成 21 年 3 月 31 日まで に新車新規検査を受けた車両
四輪貨物	5,000 円	4,000 円	6,000 円
四輪乗用	10,800 円	7,200 円	12,900 円



納税通知書が届かない方へ

令和4年度軽自動車税の納税通知書は5月中旬に発送予定です。5月下旬になってもお手元に届かない場合は下記までご連絡ください。

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206